

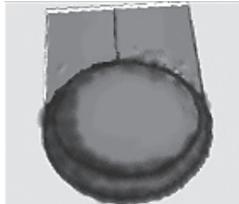
秋の火災予防運動(11月9日~15日)に伴う

老朽化(廃)消火器等回収のお知らせ

~兵庫県で使用時に腐食した消火器が破裂し怪我人が発生!!~

**古い、腐食している、変形している、キズがある
消火器は破裂する恐れがあり危険です。**

【注意】老朽化(廃)消火器は一般のゴミでは出せません。
スプレー式消火器(エアゾール式)の廃棄については、地域の自治体の
ルールに従い、スプレー缶(エアゾール缶)として処分して下さい。



溶接部とその周辺の腐食



腐食により
底部が抜けた



ホースの
ひび割れ



郡山地方広域消防組合では、このような破裂事故を防止するため、協力団体である郡山地方消防防
災協会の協力を得て、一般家庭に設置された老朽化(廃)消火器等の回収を下記により行います。

回収日時・場所

2024年 11月 2日 (土曜日) 9:00 ~ 12:00	東部地域公民館	◎問い合わせ先◎ 郡山地方広域消防組合 消防本部 予防課 (024) 923-8172 郡山地方消防防災協会 (024) 921-8781	田村分署 955-3127
	中央公民館		安積分署 945-2141
	大槻東地域公民館		湖南分署 982-2468
	喜久田基幹分署 959-6530		富久山分署 955-6119
	熱海分署 984-3124		針生救急所 923-5110
	日和田分署 958-2140		

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、基本的な感染対策にご協力をお願いします。

※今回、郡山消防署、大槻基幹分署、中田分署及び富久山行政センターでは回収を行いませんので最寄りの回収場所へお持ちください。

★廃棄したら、新しい消火器を備えましょう!

当日は、郡山地方消防防災協会の協力により住宅用消火器と住宅用火災警報器を取り扱います。

リサイクル料金として
1本につき **1,000円**

**家庭用に
限ります!**

◎回収は、専門業者が行いますので、時間内にご持参ください。

住宅用火災警報器の 取付けを支援します!

住宅用火災警報器を
取り付けることが困難な
世帯を対象に消防署員が
お宅を訪問し取付けの
お手伝いをします。



対象

- ① 65歳以上の方のみの世帯
- ② 身体等に障害があり自ら設置することが困難な方のみの世帯
- ③ その他、自ら設置することが困難と認められる世帯

条件

- ① 住宅用火災警報器本体等を準備していること
- ② 申込者もしくは申込者から委任された方が立ち会うこと
※日程を調整した後、取付けに伺います

取付け支援のお申込み、ご相談は、最寄りの消防署まで

- | | | |
|------------------|-------------------|--------------------|
| ● 郡山消防署 923-1213 | ● 大槻基幹分署 951-1590 | ● 喜久田基幹分署 959-6530 |
| ● 日和田分署 958-2140 | ● 熱海分署 984-3124 | ● 安積分署 945-2141 |
| ● 田村分署 955-3127 | ● 中田分署 973-2114 | ● 湖南分署 982-2468 |
| ● 針生救急所 923-5110 | ● 富久山分署 955-6119 | |

